

調達要求番号：4N5U1A00049

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 処 理	福 島 地 本 - Z 2 0 0 0 4 9	
	作 成	平 成 3 0 年 2 月 1 9 日
	変 更	令 和 6 年 1 1 月 1 2 日
	作 成 部 隊 等 名	自 衛 隊 福 島 地 方 協 力 本 部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊福島地方協力本部において実施する産業廃棄物収集運搬処理（以下「本役務」という。）に関する役務について適用する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 引用文書

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものとする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 関係法令

産業物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

## 2 役務に関する事項

### 2.1 内容

本役務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を実施する。

### 2.2 種類及び数量

産業廃棄物の種類、数量及び引き渡し場所は表1及び主な品目は別紙第1「産業廃棄物一覧」のとおり。

表1 数量及び種類、引き渡し場所

単位：m<sup>3</sup>

産業廃棄物の種類		数 量	引渡し場所
混 合 廃 棄 物	廃プラスチック類 繊維くず ゴムくず 木くず ガラスくず コンクリートくず	27	福島県福島市南町86番地

## 2.3 処分の区分

処分の区分は収集、運搬及び処分とする。

## 2.4 処理基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条による。

## 2.5 産業廃棄物管理票の処置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3で定めるところによる。

## 2.6 実施日時

契約相手方と官側との細部日程調整による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の必要事項

### 4.1 提出書類

契約相手方は、表2の提出書類を提出するものとする。

表2 提出書類

提出書類	提出部数	提出時期	提出先
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	1部	契約締結時	分任契約担当官 自衛隊福島地方 協力本部長
産業廃棄物処分業許可証（写し）	1部		
産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票	1部	搬出時	
産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票	1部	最終処分終了後	

### 4.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。